

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2018/12/6号 (No. 293)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 最高法院、知財紛争保全事件などの法適用に関する「規定」を採択(最高人民法院公式サイト 2018年11月27日)

○ 中央政府の動き

1. CNIPA 商標オンラインサービスシステムが運用開始(国家知識産権網 2018年11月28日)

○ 地方政府の動き

1. 北京市知識産権局とWIPOがPCTアジア地域セミナーを共催(国家知識産権戦略網 2018年11月29日)

2. 北京、世界一流のビジネス環境構築＝むこう3年の行動計画を発表(国家知識産権網 2018年11月28日)

3. 甘肅省が民営経済発展を支援、知的財産権取引センター設立へ(中国打撃侵権工作網 2018年11月27日)

4. 鄭州市、知的財産権運営サービス体制整備を推進、支援策を公布(鄭州市政府公式サイト 2018年11月26日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 山西・河北・山東・河南の一部都市、知的財産権法執行協力交流会を開催(河南省政府公式サイト 2018年11月28日)

○ その他知財関連

1. 天津大学で「中日知的財産権法律フォーラム」が開催(中国知識産権资讯网 2018年11月26日)

2. 中国アフリカ知的財産権制度政策ハイレベルセミナーが閉幕(国家知識産権網 2018年11月22日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 最高法院、知財紛争保全事件などの法適用に関する「規定」を採択★★★

11月26日、最高人民法院が裁判委員会全体会議を開き、「知的財産権と競争紛争行為保全事件審査の法適用の若干問題に関する規定」を審議し、採択した。

「知的所有権の貿易関連の側面に関する規定」(TRIPS)の臨時措置に関する規定を徹底するために、中国は専利法、商標法、著作権法などの法律に訴訟前の知的所有権侵害中止に関する規定を導入し、知的所有権訴訟前行為保全制度を確立した。最高法院はこれに合わせて「訴訟前の専利権侵害行為中止の法適用問題に関する若干規定」と「訴訟前の商標権侵害行為中止と証拠保全の法適用問題に関する解釈」を公布した。

2012年、改正「民事訴訟法」に訴訟中と訴訟前行為保全の関連規定が新規導入されたため、最高法院は「財産保全事件処理の若干問題に関する規定」などを公布した。2013年、知的財産権の保護を強化し、保全制度を一段と整備するために、最高法院・民事第三法廷が今回採択された「規定」の起草

作業を始めた。調査研究と意見募集を重ねた上、審査提出稿を完成した。同「規定」には、▽手続きに関する規則、▽保全措置の有効期間などを含む実質的な規則、▽過失認定と保全措置の解除、▽さまざまなタイプの保全措置を同時に申請した場合の対応など——4つの面の内容が盛り込まれている。(出典：最高人民法院公式サイト 2018年11月27日)

○ 中央政府の動き

★★★1. CNIPA 商標オンラインサービスシステムが運用開始★★★

11月27日、国家知識産権局（CNIPA）が中国商標ビルディングで商標オンラインサービスシステムの全面的な運用開始を祝う式典を開催した。申長雨 CNIPA 局長が出席し、演説した。同システムの全面的な運用開始は商標登録手続きの簡素化改革における重要な一里塚で、サービス手段の突破的な変革であると申局長は語った。

CNIPA は今年、商標と専利（特許、実用新案、意匠）出願登録の簡素化改革を推進し、成果を上げている。11月9日時点の統計によると、商標登録審査の平均期間は5ヶ月と28日に短縮された。当初目標としていた「平均審査期間6ヶ月の年内達成」よりも52日前倒しして実現した。

今回運用開始された商標オンラインサービスシステムは、オンラインでの検索、出願、書類発送、公告、費用納入、商標登録証明公示という6つの機能を備えているという。

(出典：国家知識産権網 2018年11月28日)

○ 地方政府の動き

★★★1. 北京市知識産権局と WIPO が PCT アジア地域セミナーを共催★★★

北京市知識産権局と世界知的所有権機関（WIPO）が共催する特許協力条約（PCT）アジア地域セミナーがこのほど北京で開催された。WIPO 国際事務局、WIPO 中国事務所、カンボジア、インドネシア、フィリピン、スリランカ、タイ、ラオス、モンゴル、ベトナムなどの特許審査官と、米国特許商標庁、欧州特許庁の代表、そして北京市企業の関係者140名以上がこの会議に出席した。

WIPO 国際事務局の専門家は PCT システムの概況、動向および ePCT、DAS、WIPO-CASE、PatentScope などの運用状況を説明した。中国、米国、欧州の特許庁からの代表は PCT に基づく国際出願の検索、審査活動などを説明した。会議に参加したアジア各国の関係者は PCT 国際出願の国内段階移行、PCT 出願の品質向上、PCT 活用の促進、国際検索報告書の品質向上、AI 翻訳水準の改善などの課題について交流を行った。

(出典：国家知識産権戦略網 2018年11月29日)

★★★2. 北京、世界一流のビジネス環境構築＝むこう3年の行動計画を発表★★★

世界一流レベルのビジネス環境を築き上げることをねらい、北京市政府はこのほど、2018年から2020年までにビジネス環境をさらに最適化するための行動計画を発表し、向こう3年の北京市のビジネス環境改革のタイムスケジュールとビジョンを確定させた。

今回発表された「北京市のビジネス環境のさらなる最適化に関する行動計画（2018年～2020年）」では、22項目の主な任務と298の具体任務が挙げられている。その中で、最も厳しい知的財産権保護を実施することが提案されている。

このほか、知的財産権の行政監視と法執行を強化し、行政と司法の連携を推進し、知的財産権の法治環境をさらに最適化し、知的財産権侵害のコストを大幅に増加させるとしている。

(出典：国家知識産権網 2018年11月28日)

★★★3. 甘肅省が民営経済発展を支援、知的財産権取引センター設立へ★★★

甘肅省政府がこのほど記者発表会を開催し、「甘肅省市場監督管理局の民営経済発展を全力支援する28施策」を発表した。この中で、知的財産権の転化を加速し、知的財産権の運用を強化し、知的財産権担保融資を推進する方針を明確にした。

民営企業の知的財産権育成、新技術と新製品の開発を促進するために、国家基準「企業知的財産権管理規範」に達成した企業や、国と省が認定した知的財産権モデル企業と知的財産権優位企業、専利賞受賞企業、PCT取得企業などに補助金を与えることとしている。また、甘肅省知的財産権取引センターを設立し、企業による専利（特許、実用新案、意匠）の移転、転化、取引などにサービスを提供する。この外、企業が商標、専利、研究成果を以て知的財産権担保融資を申請する場合、政府は利子補給金や権利評価費用の補助金などを提供しその担保融資を支援する。

(出典：中国打撃侵権工作網 2018年11月27日)

★★★4. 鄭州市、知的財産権運営サービス体制整備を推進、支援策を公布★★★

河南省・鄭州市はこのほど、知的財産権の運営サービス体制の整備を推進するために、「知的財産権運営サービス体制整備実施細則」を公布した。

昨年7月、国家知識産権局と国家財政部の認可を受けて、鄭州市は国家知的財産権運営サービス体制建設プログラムを実施する主要都市となった。同12月、市政府は「鄭州市知的財産権運営サービス体系建設实施方案」を公布した。知的財産権の運営を促進し、高い価値を有する専利の育成、運営、保護の厳格化、サービスの規範化を促進することを狙い、「实施方案」に基づいて今回「実施細則」を作成した。

「実施細則」には、重点産業における専利パイロットプログラムの実施、知的財産権創造管理能力の向上、知的財産権の「大保護」体制の整備、知的財産権運営プラットフォーム支援体制の整備、知的財産権金融支援体制の整備、知的財産権人材育成体制の整備などの内容が盛り込まれている。

(出典：鄭州市政府公式サイト 2018年11月26日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 山西・河北・山東・河南の一部都市、知的財産権法執行協力交流会を開催★★★

山西・河北・山東・河南の一部都市による知的財産権法執行協力の経験交流会が来月4日から6日まで河南・焦作市で開催されることになった。4省の一部都市からの知的財産権行政法執行部門の関係者が一堂に会し、法執行活動の経験を交流、共有する。

今回イベントのテーマは「新たな情勢における区域法執行協力の強化」。各都市の代表はそれぞれの知的財産権保護、法執行活動に関する経験などを紹介し、実務で直面している課題などについて議論を交わす見通し。

山西・河北・山東・河南の一部都市は2011年に知的財産権保護と専利行政法執行の協力メカニズムを確立した。調査、証拠収集、情報共有、共同エンフォースメントなどを含む各分野で協力を行い、交流会を毎年開催している。

(出典：河南省政府公式サイト 2018年11月28日)

○ その他知財関連

★★★1. 天津大学で「中日知的財産権法律フォーラム」が開催★★★

11月24日、天津大学の法学院と知的財産権法律研究基地が共催する「日中知的財産権法律フォーラム」と「日中平和友好条約締結40周年知的財産権実施シンポジウム」が天津大学で開催された。

天津大学の元英進副学長、中国知的財産権法学会の劉春田会長、国際政治経済学者の浜田和幸氏、早稲田大学・知的財産権法制研究所の高林龍教授、中国社会科学院・知的財産権センターの李明徳教授、明治大学の今村哲也副教授、天津大学の俞風雷教授、山口大学の小川明子副教授、大阪大学の加藤幹教授、北京理工大学の郭徳忠副教授がフォーラムに出席し、それぞれ演説を行った。

参会者らは両国の特許法の施行、改正などをめぐって、知的財産権法律に関する主要理論と実務課題について議論を交わした。

(出典：中国知識産権资讯网 2018年11月26日)

★★★2. 中国アフリカ知的財産権制度政策ハイレベルセミナーが閉幕★★★

11月15日、中国アフリカ知的財産権制度と政策ハイレベルセミナーが国家知識産権局（CNIPA）専利局の専利審査協力広東センターで閉幕した。何志敏 CNIPA 副局長が閉幕式に出席し、演説した。

今回セミナーで中国とアフリカ知的財産機関（OAPI）、アフリカ諸国の知的財産権管理当局は講座、見学、ラウンドテーブルなどを通じて相互理解を深めた。何副局長は、アフリカ諸国と知的財産分野の交流、協力を一層強化し、共同発展を推進していきたいと表明した。デニス・ルーコウ・ボウソウ OAPI 長官が閉幕式で、中国の経験を取り入れて、協力分野を拡大したいと語った。

セミナー期間中に、OAPI とその加盟国からの代表は、中国の知的財産権の発展・実務、地方の知的財産権政策・制度などをめぐって中国の知的財産権専門家と交流を行った。15日に開かれた会合で双方はまた、知的財産権に関する公衆意識の向上、国際協力などについて討議を交わした。

(出典：国家知識産権網 2018年11月22日)

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産権問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved